

◎新潟県告示第517号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和7年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

業 種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付 地域振興局	亡失 年月日
漁船外	芝振税(村) 第0120113号	令和4年4月25日 ～ 令和7年4月24日	村上市寝屋63番地  本間建設株式会社山北営業所	新発田 地域振興局	令和6年 3月31日